



あいわ通信

あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

今月号のあいわ通信をお届けいたします。弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。

改正犯罪収益移転防止法が2024年4月1日から施行されます

2024年4月1日施行の改正犯罪収益移転防止法により、司法書士による取引時確認の方法が大きく変わります。依頼者の皆さまにおかれましては、ご理解とご協力をお願いします。

改正法の施行に伴い、司法書士が不動産の売買に関する手続や会社の設立・組織変更・定款変更・役員変更等、一定の業務（特定業務）の依頼を受任するに際して行う取引時確認（法4条）の確認事項が増えることとなりました。

1. 取引時確認の内容

従来の確認事項

①本人特定事項

【個人】氏名・住居・生年月日 【法人】名称・所在地

2024年4月1日からは、①本人特定事項に加えて、以下②～④が加わります。

②【個人・法人】取引を行う目的

③【個人】職業 【法人】事業の内容

④【法人】実質的支配者の本人特定事項

2. 司法書士による取引時確認が必要となる業務

司法書士法第3条もしくは第29条に定める業務又はこれらに付随し、もしくは関連する業務のうち、依頼者のためにする次に掲げる行為又は手続についての代理又は代行にかかるものが取引時確認の対象となります。

① 宅地、建物の売買に関する行為又は手続

② 会社等の設立、合併、定款変更、取締役の選任等に関する行為又は手続

③ 200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理・処分

3. 依頼者・不動産取引業者の皆様へのお願い

司法書士が行う本人確認には、業務を受任する際に必ず行う依頼者等の本人確認・意思確認のほか、犯罪収益移転防止法上の取引時確認が必要な場合があります。これらの確認の方法は、受任する事案に応じて、面談、転送不要書留郵便等、各司法書士が適切に行うものとされており、司法書士による確認の求めに応じていただけない場合には、やむを得ず、依頼をお断りすることもあります。適切な確認は、依頼者の皆様の大切な権利を守るために必要なものですので、司法書士が行う本人確認へのご協力をお願いいたします。

特に法人が当事者である不動産売買においては、法人の実質的支配者の確認を行うなど、これまでと異なる対応をお願いすることになりますので、不動産取引業者の皆さまにおかれましては、何卒ご協力をお願いいたします。

銀行カードローンの任意整理

先月のあいわ通信に引き続き、今月号では債務整理（借金問題）の相談の中で相談を受けることの多い、銀行カードローンの任意整理についてご紹介いたします。

銀行のカードローンは、過度な借入をしないように年収の3分の1を超える貸付けを禁止する総量規制の対象外であることから、つつい借りすぎてしまい、その結果、返済が難しくなるケースも少なくありません。

【銀行カードローンを任意整理するメリット】

任意整理をすることにより、基本的には、将来発生する利息をカットしてもらえるので、返済総額を大幅に減額することが可能となります。

任意整理の手続きをすることで、将来利息をカットすることができれば、今後支払う利息の支払いがすべて免除されるため、非常にメリットは大きいです。ただし、任意整理は交渉によって将来利息の免除を求めため、中には将来利息の免除に応じない会社もあります。

しかし、将来利息カットに応じないのは、ほんの一部の会社だけです。ほとんどの会社は、将来利息カットに応じてくれます。

将来利息カットの和解が成立すると、返済する金額が全額元金に充当されることになり、払った分だけ債務が減っていきます。返済のゴールが明確になり、いつ払い終わるのかを確実に見通すことができます。

【銀行カードローンを任意整理する際の注意点】

- ・ 任意整理をする銀行の預金口座に残高を残さないようにする。
- ・ 給与の振込口座の場合は、事前に振込口座の変更をする。
- ・ 保証会社が交渉相手となる。
- ・ 同じ銀行でカードローンと住宅ローンの両方を借りている場合は任意整理の対象から除外するか住宅ローン特則を利用した個人再生を検討。

その他の注意点もございますので、借金のことで悩んでいる方、任意整理を相談したいと考えている方は、遠慮なく当事務所にご相談ください。

藻岩山登山に行ってきました

こんにちは、高井です。4月になり雪どけも進み春の暖かさを感じる日も増えてきました。

先日、今年の春から小学校に入学した二男と2人で、今年初の藻岩山登山に行ってきました。

長女は中学校に入学し吹奏楽部に入部して忙しく私の相手はしてくれなくなり、長男も姉の影響で始めたブラスバンド同好会の練習があり、以前のように私の趣味に付き合ってくれる機会も少なくなりました。そのようなこともあり、今回は二男と2人でいつも登るスキー場コースから登山を開始しました。

登山道には雪は残っておらず歩きやすかったですが、6合目～8合目にかけての急な登りで二男は体力を使い果たしてしまつたため、山頂まで歩くのを断念し、9合目からはモーリスカー（ケーブルカー）を使って山頂まで行きました。

下りはスキー場のコースを通って下山しました。スキー場のコースにするために草木は去年の秋に刈り取られており、開放的で歩いていて気持ちよかったです。しかし、夏になると草木は私の背丈よりも伸びて草木をかき分けて歩く箇所もあり景色は一変します。

下山後は空腹を満たすため二男とハンバーガーをお腹いっぱい食べてしまったため、ダイエット効果はなかったですが、季節の変化を楽しみながら、今年も健康のためにも藻岩山登山を続けようと思います。



ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）


あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

